

第六十七回帝國議會
衆議院

市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法中改正法律案委員會議錄(速記)第七回

會議

昭和十年三月十二日(火曜日)午後二時五十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 川口 義久君

理事土倉 宗明君 理事木村 正義君

理事眞鍋 勝君

坂本 一角君 佐々木家壽治君

宮本雄一郎君 磯部 清吉君

山下 谷次君 豊田 豊吉君

末松借一郎君 森 峰一君

出席國務大臣左ノ如シ

文部大臣 松田 源治君

出席政府委員左ノ如シ

法制局長官 金森徳次郎君

文部政務次官 添田敬一郎君

文部參與官 山枏 儀重君

文部省普通學務局長 下村 壽一君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

議員 加藤鑛五郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法中改正法律案(政府提出)

公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案(政府提出)

○川口委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス——

木村君

○木村委員 此場合私ハ二ツダケ明瞭ニ政府當局ノ御意見ヲ伺ッテ置キタイト思ヒマス、第一ハ教育費ノ國庫補助トノ關係デアリマスガ、教育費ノ國庫補助ニハ必ず法律ヲ要スルノデアルカドウカ、斯ウ云フ問題デアリマス、私ハ教育費ニ付キマシテハ必シモ法律ヲ要シナイ、斯ウ云フ考デアリマスルガ、其通りニ解釋シテ差支ナイノデアルカドウカ、此點ハ文部大臣カラデモ、法制局長官カラデモ、ドチラカラデモ差支アリマセヌガ、明瞭ニ政府ノ意見ヲ御伺シタイト思ヒマス

○松田國務大臣 必シモ要シナイト考ヘマスケレドモ、矢張法律ヲ制定シタ方が私ハ穩當デアラウト考ヘマス

○木村委員 サウスルト只今ノ御答辯デ

ハ、必シモ法律ノ制定ヲ必要ニ非ズ、穩當不穩當ハ別問題デアリマスガ、簡單ニ申シマス、必シモ法律ノ制定ヲ必要トセス、左様ニ解釋ヲ致シテ差支ナイト思ヒマスガ、其通りデアリマスカ

○松田國務大臣 今マデ全部法律デヤツテ居ルノデスカラ、矢張法律ガアル方ガ私ハ宜シイト考ヘマス

○木村委員 私ハ穩當不穩當ヲ聞イテ居リマス、唯法律的ノ解釋ダケヲ聞イテ居リマスカラ、或ハ法制局長官カラガ宜イカト思ヒマスケレドモ、必シモ法律ヲ必要トシナイト斯ウ解釋シテ宜シイカ、唯是ダケヲ伺ヘバ差支アリマセヌ

○金森政府委員 必シモ法律ヲ要スルモノデハナイト考ヘマス

○木村委員 其點ハ明瞭ニナリマシタ、ソコデ第二ニ御尋致シタイコトハ、教育費ノ國庫補助ニ關スル豫算ガ通過シ、其豫算ニ關係スル法律ガ否決セラレタノニ非ズシテ、會議ヲ不成立ニ終ラセラレタル時ハ、政府ハ其國庫補助ヲ爲シ得ルカドウカ、之

付託議案

市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法中改正法律案(政府提出)
義務教育費臨時補充金交付法案(野田文一郎君外四名提出)
公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案(政府提出)

ヲ明瞭ニ御答ヲ願ヒタイ、唯法律的ノ解釋ダケデ差支ヘアリマセヌ、色々ナ事ガ入りマス、ト譯ノ分ラヌコトニナリマスカラ、其點ダケヲ伺ヒマス

○金森政府委員 豫算ガアリマスレバ其豫算ニ基キマシテ、教育費ノ補助ノ出來ルコトハ勿論デアリマシテ、法律ガ有ルト無イトハ、其法律的ニ爲シ得ルカドウカノ問題ニ關スル限リニ於キマシテハ、區別ハナイト思ヒマス、ソコデ現在マデ多クノ補助規定ニ法律ガ出テ居リマスノハ、其理由ハモノニ依ッテ異リマスケレドモ、少ナクトモ第一點ニ含マレテ居リマスルノハ、國家ガ義務トシテ補助ヲシナケレバナラヌト云フ拘束ヲ、此法律ニ依ッテ受クルコト、思ヒマス、隨テ法律ガ成立致シマセヌ場合ニ於キマシテハ、國家ハ法律上補助スベキ義務ヲ有セザルコトニナルノデアリマス、隨テ豫算ノ處理ノ問題ダケガ殘ルコトニナルノデアリマス、ソレガ先ヅ一般ノ根本ノ原理デアリマス、且又此市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法ト云フモノヲ、特ニ取ッテ考ヘ

テ見マスルト、此中ニハ法律ニ依ルニ非ズンバ爲シ得ザル若干ノ點ヲ含シテ居リマス、例ヘバ如何ナル比率ヲ以テ町村ニ交付
——イヤ間違ヒマシタ、是ハ自由デアリマス、是ハ政府ノ判斷デ出来マス、例ヘバ第六條ニ於キマシテ或ルモノヲ町村ト看做スト云フ第一項ノ規定ガアリマス、其規定ノ

ニ法律案ヲ提出ヲ致シマシテ、其法律案ガ不成立トナリマシタ場合ニ於キマシテ、例ヘバ豫算ダケデ執行ハ出来ルダケノ範圍ニ於キマシテモ、議會ノ意思等ノ關係ニ於キマシテ、政治的ニ相當ニ實行上ノ困難ヲ感ズル場合モ起ルコトハ、又豫見シ得ルコトト存ジマス

御説明デアリマシタ、併シハ私ハ今御聽キシテ居ッテ、ドウモソコハ法律的ノ御答辯デヤナイヤウニ思フ、例ヘバ比率ニ付テハ御取消ニナリマシタガ、政府ノ任意ニ出来ル、法律ト同ジヤウナ比率デ、法律ガ無クテモヤラウト思ヘバ出来得ル、斯ウ云フコトヲ申サレタ、然ラバ他ノ法律デ、例ヘバ

アリマスカラ、モウ一度私ハ御同致シマス、私ハ是ハ法律ガ無クナッテシマフノデアリマスカラ、政府ガ全然從來ノ法律ニアル内容ト同ジヤリ方ヲ執ッテ事務的ノ取調ヲシ、此補助金ノ交付ヲ爲スノニ、何等差支ナイト云フ見解デアリマスルカラ、モウ一度明瞭ニソレヲ御同致シタイ

町村ト看做スト云フヤウナ、特殊ナ法律的效果ヲ持ッテ居ル部分ガアルト考ヘマス、又第七條ニ於キマシテ、特別會計ノ設置ヲ市町村ニ命ズルト云フヤウナ規定ガ存在シテ居リマス、ソコデ法律ガ出マセヌ場合ニ於キマシテハ、此六條ノ一部分及第七條ニ定メテ居リマスルヤウナ、法律的效果ヲ生ズルコトガ出来ナイノデアリマス、ソコデ斯

○木村委員 今法制局長官ノ後段ノ御説明ハ、實ハ法制局長官カラ御説明ヲ戴カナクテモ宜イ點デアリマス、後段ハ謂ハハ政治的ノ御議論ヲ爲サレタ譯デアリマシテ、私ハ唯、法律的ノコトヲ聽イテ居リマスカラ其不成立ノ原因等ニ付テ之ヲ如何ニ取扱フカ、斯ウ云フ事ニ付キマシテハ私ハ御同ヲ致シテ居ナイノデアリマス、唯今法制局長官ノ御答ニナリマシタ中デ、教育ニ關スル

町村ト看做ス、或ハ學校ノ教員ナドニ付テモ、是ハ正教員ナラ正教員ト看做ス、斯ウ云フヤウナ色々ノ法律上ノ規定ハアリマスケレドモ、此モノハ法律ガナケレバ出来ナイカノヤウナ御答辯デアリマシタケレドモ、私ハ比率ニ付テ政府ガ自由ニ、前ノ法律ト同ジヤウニ考ヘルコトガ出来得ルヤウニ、サウシテ他ノ總テ法律ニ規定シテアリマスルコトデモ、政府ガ其積リデヤレバ任意ニ爲シ得ルコトデアアル、元來法律ガ全然無クナルモノデアリマスカラ、其國庫補助ヲ如何ニ配當スルカト云フコトハ、全ク政府ノ自由デアリマスカラ、法律ノ内容ニ從

○金森政府委員 政治的ノ問題ニ付テ初メニ私ガ答ヘタト云フ御話デアリマシタガ、成程ソレニ相違アリマセヌ、併シ議會ニ於ケル法律上ノ議論ハ、事直チニ政治ト關係ヲ有チマスルガ故ニ、其點モ併セテ考ヘナケレバ的確ナル御答ニナラナイト思ッテ、實ハ申上ゲタ譯デアリマス、其點ハ或ハ御趣旨ニ合ハナカッタカモ知レマセヌ、次ニソレデハ純粹ノ法律問題トシテ考ヘテ見マシテ、法律無クシテ、而モ此法律ノ豫見スル所ト同ジヤウナコトガ出来ルカト云フコト

ノ如キ法律的效果ヲ伴ズシテ、此義務教育費ノ國庫補助ヲ致シマスル場合ニ、果シテ所定ノ豫見シテ居ルヤウナ補助ガ出来ルカ、出来ナイカト云フコトニナリマスルト、ソコニ幾分ノ不十分ナル場合ガ起ルコトハ覺悟シナケレバナラヌト思ヒマス、尙又前ニ御示ニナリマシタ不成立ノ場合ト云フ御言葉デアリマスガ、是ハ假設ノ場合デアリマスルガ故ニ、如何ナル原因ニ依ッテ不成立

ニ關スル法律ガ否決ニアラズシテ、議會デ不成立ニナッタ時デモ、政府ニ於テ其國庫補助ハ爲シ得ル、唯、此市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法ノ關係ニ於テハ、或ル點ニ於テ困難ナ場合ガ生ズル、法律ノ要求シテ居ルヤウニ行ケルカドウカト云フコトニ付テ問題ガ生ズル、例ヘバ法律ニ於テ或ルモノヲ市町村ト看做ス、斯ウ云フヤウナ規定ノ關係等ニ於テハ困難デアアル、斯ウ云フ

マシタコトデモ、政府ガ其積リデヤレバ任意ニ爲シ得ルコトデアアル、元來法律ガ全然無クナルモノデアリマスカラ、其國庫補助ヲ如何ニ配當スルカト云フコトハ、全ク政府ノ自由デアリマスカラ、法律ノ内容ニ從來規定シテ居ッタモノヲ、其儘寸分モ違ハヌヤウニ、政府ニ於テ事務上ノ取扱ヲ爲スト云フコトハ、私ハ法律上少シモ差支ナイト思フガ、ドウモ後段ニ法制局長官ガ御説明ニナッタコトガ、私ハ法律的ノ御解釋デナイヤウニ思ヒマスカラ、其點ハ極メテ重大デ

シマシテ、果シテ此規定無クシテ、特別會

デアアルカ、能ク分リマセヌガ、政府ガ議會

定ノ關係等ニ於テハ困難デアアル、斯ウ云フ

ヤウニ思ヒマスカラ、其點ハ極メテ重大デ

シマシテ、果シテ此規定無クシテ、特別會

計ノ設置ハ市町村ニ當然ニ命ズルコトガ出來ルデアリマセウカト申シマスルト、是ハ七條ノ機關ニ依ツテ、此特殊ナル特別會計ノ設置ヲ命ジ得ルノデアリマシテ、ソレガ無ケレバ、實際ニ出來ルカドウカノ問題ハ別トシテ、御質問ノ如ク純法律問題トシテ見マズレバ、様子ガ變テ來ルヤウニ考ヘマス

○木村委員 サウシマスト、今ノ法制局長官ノ御答デハ、特別會計ニ關スル規則ダケガ出來得ナイト云フ御答辯デゴザイマシマス、先程ハ其外ニモ何か町村ニ關スルヤウナコトデモ有ルヤウナ御答辯デアリマシタカラ、モウ一度御伺致シテ置キマス

○金森政府委員 今モ説明致シマシタ第六條ニ於キマシテハ、小學校設置區域ハ之ヲ町村ト看做ス、斯ウ云フ言葉ガアリマシタ、此小學校設置區域ト云フモノハ私ハ能ク知リマセヌガ、今文部當局ニ聞キマスルト、是ハ公共團體デハナイ、ソレヲ公共團體ノモノト看做ス、斯ウ云フ規定ガ合マレテ居ル、是ハ法律デナケレバ出來ナイコトデア

ル、斯ウ云フコトデアリマスノデ、二度目ノ説明ニ於キマシテモ、其點ニ輕ク觸レタ積リデアリマス、併シ此點ハ實際ノ運用ニ於キマシテ、必シモサウ看做サナクテモ大

體ニ於テ目的ヲ達シ得ルカモ知レナイト思ヒマシタカラ、其點ハ強ク觸レナクッタノデアリマス、第七條ノ場合ハ是ハ、恐ラク此規定ガナケレバ法律的ニ措置スルコトハ出來ナイト斯ウ考ヘテ居リマス

○木村委員 私ハ市町村制ノ關係カラ御伺致シタイノデアリマスガ、町村ノ財政ニ於テ、市町村制ノ關係ニ於テ、特別會計ノ設置ト云フコトハ出來ナイト云フコトニ、法制局長官ニ於テノ仰セデアリマスガ、私ハ此法律ニ於テハ此教育費ニ付テ、特ニ特別會計ヲ設クルト云フ其精神ニ依ツテ、此法律ハ出來テ居ルト思ヒマスガ、市町村制ニ於テハ全然特別會計ノ制度ハ御認めメナラヌト云フ御解釋デアリマスカ、御伺致シマス

○金森政府委員 前ニ第七條ニ付テ私ガ答辯致シマシタ時ニ、純法律問題トシテト云フコトヲハッキリ申上ゲテ置イタト思ヒマス、成程市町村ニ於テ特別會計ガ出來ナイト云フコトデアリマセヌデ、純法律問題トシテ、當然ニ市町村ニ特別會計ヲ命ズルコトハ此法律ノ力ニ依ル、斯ウ云フ風ニ特ニ言葉ヲ加ヘテ申上ゲテ置イタ積リデアリマス

○木村委員 モウ少シハッキリシマセヌガ、市町村制ニ於テ特別會計ヲ設クルト云フコ

トハ出來得ルノデアリマスカ、出來得ナイノデアリマスカ、私ノ考デハ市町村制ニ於テ特別會計ノ制度ヲ設ケ得ルトスルナラバ、此法律ガナクテモ他ノ行政上ノ方法ニ於テ、特別會計ハ設ケ得ルト思ヒマスガ、其點ヲ御伺致シタイト思ヒマス

○金森政府委員 前ニ申上ゲマシタヤウニ市町村ガ特別會計ヲ作り得ズト云フ譯デハアリマセヌデ、ソレハ市町村ガ任意ニ、其意思ニ基イテ特別會計ヲ作り得ルト思ヒマス、第七條ノ場合ハサウデハナクシテ、國家ノ一方的意思ニ依ツテ其設置ヲ強要スルノデアリマス、詰リ此國庫補助ト相關聯スル關係ニ於テ、之ヲ強制的ニ特別會計ノ設置ヲナサシメルコトガ出來ルト云フノ規定ヲ俟ツテノ初メテ出來ルモノデア

リマス、即チ強制的ニ設置シ得ルモノト思フノデアリマス、任意ニ出來ルカドウカト云フ點ニ付テ觸レテ居ッタノデハナイノデアリマス

○木村委員 サウスルト法制局長官ニ更ニ御尋致シマスガ、町村ノ財政ニ於テ特別會計ノ制度ハ設ケ得ル、斯ウ云フコトハ御認メニナリマシタガ、サウスルトソレニ付テ政府ガ命令ヲ以テ、命令ト申シマシテモ訓

令其他ノ行政監督ノ方法ヲ以テ、此教育費ニ關シテ特別會計ヲ設ケ得ルコトヲ命ジ得ルト私ハ思ヒマスガ、法制局長官ハソレハ命ズルコトガ出來ナイ、全く任意ダ、斯ウ云フ御解釋デアリマスカ、其點ヲ御伺致シマス、詰リソレハ各省大臣ハ總テ町村ニ對シテ行政ノ監督ヲ爲シ得ルノデアリマスルカラ、私ハ行政監督ノ方法ニ於テ特別會計ヲ設ケ得ルモノデア

ル、勿論法律デ決ッテ居レバ是ハ必ず間違ナク行キマスガ、行政監督ノ方法ニ於テモ爲シ得ルト思ヒマスガ、其點ハ如何デアリマスカ

○金森政府委員 行政監督ノ範圍ニ於テノ問題ハ、ソレハ固ヨリ出來ルデアリマセウ、併ナガラ特ニ積極的ニ、絶對的ニ命ジ得ルト云フノハ、第七條ヲ俟ツテ初メテ出來ルモノト思ヒマス、具體的ニ申シマスレバ、若シ此規定ナシトスレバ、果シテ命ジ得ルヤ否ヤ、行政監督ノ其許サレタル範圍ニ屬スルヤ否ヤ別ニ考ヘナケレバナラナイノデアリマス、若シ是ガ勝手ニ出來ルモノデア

リマスルナラバ、恐ラク法律制定ノ當時ニ於キマシテ、第七條ヲ特ニ設ケラル、必要ハナカッタモノノ如クニ考ヘラレルノデアリマス、此第七條ガアリマスルコトハ、法律的ニ特ニ考慮セラレテ出來テ居ルモノト

思ヒマス、故ニ第七條ノナキ場合、アル場合ニ於キマシテ法律上ノ效果ニ差ノアルト云フコトハ、之ヲ豫見スルコトガ正シイ答デアラウト存ジマス

○木村委員 今ノ點ニ於テ少シク明瞭ヲ缺キマスガ、モウ少シハッキリ今御答辯ガ出來ナケレバ、御調査ノ上御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス、此法律ニ特別會計ノ規定ガアリマスルノハ、或ハ臨時國庫負擔法ナリ、或ハ臨時教育費ノ補助ナリ、之ヲ一團トシテ特別會計ヲ設ケサセタイト云フ趣旨デ、此第七條ノ規定ガ出來テ居ルト思ヒマス、併ナガラ町村制ノ關係カラ申シマスルト、一般的ノ特別會計ヲ設ケ得ルコトハ勿論デアリマスルカラ、私ハ假令法律ガナクナリマシタ後ニ於キマシテモ、若シ此教育費ノ補助ニ付テ、特別會計ヲ設ケサセタイト云フコトデアラバ、行政監督ノ方法ニ於テ命ジ得ルト思ッテ居ルガ、ソレハ出來ルカ出來ナイカト、斯ウ云フコトヲ明瞭ニ御答

ヲ願ヘレバ私ハ差支ナイノデアリマス、出來ナケレバ出來ナイ、出來レバ出來ルト、斯ウ云フコトヲ今デナクテモ宜シウゴザイマ

○金森政府委員 一方の意思ヲ以テ、相手ノ意思ニ拘ラズハッキリ命ズルト云フコトハ、此規定ヲ俟ツモノト考ヘテ居リマス

○木村委員 俟ツモノト考ヘテ居ルト言ハレマス意味ハ、行政監督ノ方法デハ一方的ニ爲シ得ナイト、斯ウ云フ御答辯デアリマスカ、直接ニ御答ヲ願ヒタイト思ヒマス

○金森政府委員 私ノ考ガ必シモ間違ッテ居ナイト思ヒマスガ、監督ト云フコトハ自ラ一定ノ限度ガアルモノデアリマシテ、相手方ノ意思或程度ニ固ヨリ動カスコトハ出來マセウ、併シ監督ニ依ッテ命ズルト云フ程度マデ行キマスル爲ニハ、矢張積極ノ規定ガ必要デアラウト思ヒマス、ソコガ監督ト命令トノ岐ル、所デアラウト思ヒマス、ダカラ恐ラク木村サンノ御考ハ實際ニ於テ同ジヤウナ結果ガ得ラル、ノデハナイカト、斯ウ云フ所ニ着眼シテ御尋デアラウ

カトモ思ヒマスルガ私ノ御答ハ純法律的ノ問題トシテ申シマスレバ、一般ノ監督ニ依ッテ命ズル市町村ノ特別會計設置ヲ促ス場合ト、此七條ニ於テハッキリ國家ガ命ズル場合トニ於キマシテハ、法律上ノ考方ニ於テハ差ガアルモノト存ジマス

○木村委員 段々ハッキリシテ來マシタガ、サウスルト斯ウ解釋シテ宜シウゴザイマス

カ、法律デナクテハ此第七條ノヤウナ特別會計ヲ設ケセシメル所ノ方法ト云フノハ他ニナイ、一般的ニ特別會計ヲ設ケサシメル方法ト致シテハ、法律以外ニハナイト、行政監督ノ方法ヲ以テシテハ十分ニ目的ヲ達スルコトハ出來ナイト、斯ウ解釋シテ差支アリマセスカ

○金森政府委員 町村ノ監督ニ付キマシテハ、國家ノ監督權ハ可ナリ強イノデアリマスルカラシテ、實際ノ連絡ノ上ニ於キマシテ、恰モ命ズルト同ジヤウナ結果ガ得ラルコトハ或ハアラウト思ヒマス、併シ法律論ノ範圍ニ於キマシテハ、町村制ノ認メテ居リマスルノハ、特別會計ヲ町村ガ設ケ得ルト云フ權能ヲ認メテ居ルノデアリマシ

テ、特別會計ヲ所定ノ目的ノ爲ニ設ケナケレバナラナイト云フ義務ハ認メテ居ナイト思ヒマス、其義務ヲ認メテ居リマスルノハ、此今論ゼラレテ居リマスル法律第七條デアラウト思ヒマス、ダカラ法律論トシテハ一方ハ權能ヲ認メテ居ル、一方ハ義務ヲ認メテ居ルノデアリマスカラ、ソコニハッキリシタ區別ガアルモノト存ジマス、實際ノ應用ニ於テドウナルカト云フコトデアラナラバ、ソレハ全ク別ノ問題トナラウト思ヒマス

○木村委員 此七條ノ意味ニ於ケルガ如キ意味ノコトハ出來ナイト、斯ウ考ヘマス

○金森政府委員 私ハ法律ガナケレバ、第七條ノ如キモノヲ積極的ニ命ズルコトハ——

○木村委員 此七條ノ意味ニ於ケルガ如キ意味ノコトハ出來ナイト、斯ウ考ヘマス

○川口委員 御諮リ致シマス、加藤君カラ委員外トシテ質問ヲシタイト云フノデアリマスガ、許可シテ宜シウゴザイマスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○川口委員長 御異議ナシト認メマス——

加藤君

○加藤五郎君 御許シヲ得マシテ此場合簡單ニ文部大臣ニ、小學校ノ授業料徴收ノコトニ付テ御尋致シタイ、先日私ガ委員ト致シマシテ、小學校ノ授業料ハ其主義精神ノ上ニ於テ徴收スルコトヲ得ナイト云フ質問ニ對シマシテ、文部大臣ハ極メテ明確ニ、強キ意味ニ於テ、之ヲ主張スルト云フコトヲ申サレマシテ、他ノ席ニ於キマシテモ、其意思ヲ極メテ強キ意味ニ於テ主張サレマ

シタ、是ハ洵ニ私ハ當然ナコトダト思フノ
デアリマス、然ルニ小學令ニ依リマシテ、
特別ノ場合ニ授業料ヲ徵收スル場合ニ於テ
ハ、府縣知事之ヲ認可ストアリマシテ、如
何ニ文部大臣ガ強イ意思ヲ以テ、授業料ヲ
徵收シナイト云フコトヲ茲ニ言明サレマシ
テモ、地方長官ニ此權限ガアリマスルガ故
ニ、此方ノ主張ヲ地方長官ガ無視シテ、認
可致シタヤウナ場合ガアルカモ知レナイ、
サウ云フ場合ヲ想像シ得ルノデアリマス
ガ、左様ナ場合ニドウ云フ方法デ、文部大
臣ノ意思ヲ徹底サスヤウニ爲サルノデアリ
マセウカ、ソレヲ一寸私ハ伺ヒテ置キタイト
思ヒマス

○松田國務大臣 ソレハ今加藤君ノ言ウテ
居ルヤウニ、知事ハ認可權ヲ有テ居リマ
ス、認可權ヲ有テ居リマスケレドモ、文部
省ト能ク協調シテ、サウシテ知事宛ニ照會
等モシマシテ、文部省ニ於テハ慎重ニ考慮
シタイト考ヘテ居リマス

○加藤鑛五郎君 其點ニ關シマシテ只今速
記録ヲ見マスト云フト、木村委員ガ先日、文
部省ハ當然斯ウ云フ問題ニ對シテ通牒カ何
カヲ發シテハドウカ、知事ノ自由裁量ニ委
シテ置クト云フコトハイカヌデハナイカト
云フ御質問ヲサレマシタニ對シテ、添田政

務次官ハ通牒ヲ致スコトハ困ルケレドモ、
十分ニ研究シテ見タイト思フ、是ハ考ヘテ
見ナケレバナラスト云フコトヲ申サレタ、
ソコデ文部大臣ハ他ノ委員會ニ於テ、何
レ許可ノ申請ヲシテ來マセウカラ、其時ニ
ハ慎重ニ審議シテ府縣知事ニ就イテ調ベマ
シテ、慎重ニ調査ヲ致シテ見タイト思フト
アルノデアリマスガ、實際問題ト致シマシ
テハ、只今御言明ノ如ク文部省カラ知事ガ
認可セヌ事前ニ、何等カノ方法ヲ以テ文部
省カラ相談爲サル御意思デゴザイマスカ、
只今ノ御答辯ハ左様ニ伺ヒマシテ宜シウゴ
ザイマスカ

○松田國務大臣 別ナ委員會デ申シタノ
ハ、知事ガ認可スル時ニ、文部省ハ慎重ニ
考慮シヨウト云フコトヲ申シテ居リマス、
違ッテ居ッたら訂正シマス、私ガ答辯致シマ
シタヤウニ、知事ト連絡ヲ執リマシテ、知
事ガ認可スル時ニ、篤ト考慮シテ見タイト
思ヒマス

○加藤鑛五郎君 ソレデ明確ニナリマシ
タ、ドウカ文部大臣ハ前回此委員會ニ於テ
御主張ニナリマシタ如ク、義務教育ノ本旨
ニ鑑ミマシテ、十分其意思ヲ徹底スルヨウ
ニ、御高配ヲ願ヒタイト存ジマス、私ノ質
疑ハ是デ終リマス

○宮本委員 簡單ニ一點文部大臣ニ御伺ヒ
致シタイ、過日ノ木村サンノ御質問ニ對シ
テ、文部大臣ノ御答ハ、市町村ノ教育費ノ
豫算編成ニ付キマシテ、歳入ノ減額シタ爲
ニ増税ニ俟タナケレバナラスト場合ガアルカ
モ知レナイ、又教員俸給ヲ減額シナケレバ
ナラヌ場合ガアルカモ知レナイガ、之ニ對
シテ文部大臣ノ御答辯ガアリマシタ、ソレ
ハ左様ナコトハサセナイト云フ御答辯ガ
アツクヤウニ承知シテ居リマスガ、現在ノ町
村ノ豫算ニ付キマシテハ、既ニ大部分全國
ニ互リマシテ市町村ノ豫算ハ決定致シタノ
デアリマス、今尙ホ豫算審議中ノ市町村モ
アルノデアリマスガ、大部分ハ二月末日迄
ニ豫算編成ヲ致シタノデアリマス、此豫算
編成ニ付キマシテ、市町村小學校費臨時國
庫補助ガ、前年迄千二百萬圓アツクノヲ三
百萬圓減額シタノデアリマス、ソレニ依ッテ
市町村ノ豫算編成ニ付テ、府縣ハ前年ヨリ
三割減ノ程度ニ於テ計上スルト云フヤウナ
通牒モ發セラレテ居リマス、既ニ之ニ付キ
マシテハ其程度ノ歳入ヲ減額シタノデアリ
マス、此結果歳出ニ於キマシテ教員俸給ヲ
減ズルトカ、他ノ市町村税ニ於テ増額ヲセン
ケレバナラスト云フヤウナ方針ニ依ッテ、豫
算ノ編成ヲ致シタノデアリマス、故ニ市町

村豫算ノ決定セラレタルモノハ、其減額ニ
依ッテ一部ハ増税ヲ爲シ、又小學校教員ノ
平均俸給ヲ減額シテ、豫算ニ計上シタ市町
村モアルノデアリマス

〔委員長退席、土倉委員長代理著席〕

此實情ニ付キマシテ、今後ドウ云フヤウニ
文部省トシテハ處理ヲ爲サイマシテ、増税
若ハ教員俸給ノ減額、サウ云フ豫算ノ決議
シタモノヲ、ドウ云フ風ニ緩和サレルカ、
其御方針ヲ伺ヒタイノデアリマス

○松田國務大臣 今ノ問題デスガ、教員俸
給ヲ減ストカ何ト云フコトハ、私モ同意
シ得ナイ所デアリマスガ、是ハ大藏大臣モ
答ヘマシタ、私モ答ヘマシタガ、意外ノ事
ガ起ッた時分ニハ、實際ニ即シテ、千五百萬
圓ノ豫備金モアリマスカラ、サウ云フモノ
カラ出シテモ宜カラウト云フコトヲ、大藏
大臣モ答ヘテ居ルノデアリマスカラ、意外
ノ事ガ起レバ實際ニ即シテ、サウシテ考慮
スル積リデアリマス

○宮本委員 既ニ實際ニ即シテ居ル、豫算
ノ決議ニナリマシタ結果ガ、一部ハ増税ヲ
爲シ、一部ハ教員俸給ヲ減額シタ豫算ガ市
町村ニ於テハ決議セラレテ居ル、又授業料
問題等ニ於キマシテモ、即チ市町村ノ歳入
ガ減額致シマシタカラ、已ムヲ得ズ授業料

算ノ編成ヲ致シタノデアリマス、故ニ市町

ヲ徴收スルト云フヤウナ方針ヲ執リマシ
テ、既ニ市町村ノ豫算ヲ編成決議シテ實際
ニ即シテ居ル、其結果ニ於キマシテ市町村

マセヌカ——アリマセヌカソレデハ暫時是
デ休憩致シマス
午後三時三十二分休憩

ガ戸數割ヲ増額スル等ノコトニ依リマシテ
歳出入ヲ合シタノデアリマス、尙ホ學級ガ
増加スルコト等ニ付キマシテハ、既ニ御承
知カト思ヒマスガ、法定數ノ僅カニ名カ三

〔休憩ノ儘散會〕

名ノ生徒ガ超過致シマシタモノヲ以テ、學
級ヲ増加スルト云フコトハ到底出來ナイ、
此學級ヲ増加致シマスレバ、少クトモ八百

圓程度ノ増額ニナルノデアリマス、其増額
ト云フコトハ、收入ガ減ルコトノ關係ニ於
テ、學級増加ハ實行ガ出來ナイノデアリマ

スカラ、已ムヲ得ズ法定數マデノ生徒ノ數
ヲ合セマシテ、學級ヲ合セルト云フヤウナ
方針ヲ執ツテ、市町村豫算ノ編成ヲシタ所モ

アルノデアリマス、既ニ文部大臣ノ御答辯
ノ、實情ニ即スルト云フコトノ事實ガ、此
十年度豫算ノ編成ノ上ニ現ハレテ居ル、ド

ウゾ是ハ實際問題ト致シマシテ、只今ノ御
答辯デハ、豫備金モ計上セラル、ト云フコ
トデアリマスガ、之ヲ緩和セラル、ヤウナ

コトヲ御考慮願ヒタイト思ヒマス
○松田國務大臣 十分考慮致シマス

○宮本委員 此程度デ宜シウゴザイマス

○土倉委員長代理 ドナタカ御質問ハアリ